

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年9月16日（平成27年（行個）諮問第152号）

答申日：平成29年3月13日（平成28年度（行個）答申第195号）

事件名：ハローワークシステムにおける本人に係る求職管理情報等に関する特定期間のアクセスログの不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「職業安定所職員が利用するハローワークシステムの求職番号（特定番号）の求職管理情報（一覧表示）及び特定会社（特定求人番号）の求人管理情報（紹介状況詳細表示）について平成26年特定月日から同年特定月日の間のアクセスログ」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを不開示としたことは、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」という。）が、平成27年4月27日付け厚生労働省発職0427第13号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

###### ア アクセスログの保有の有無に関する再確認について

原処分に関わる詳細説明をした厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室のA氏はハローワークシステムの詳細を知る「システム担当者」ではなく、「総合窓口」担当であるため。

###### イ アクセスログの保存期間の開示について

異議申立人はハローワークシステムを今後も利用する可能性がある。個人情報が今回同様、漏洩する事もあり得るので、その時にアクセス者をタイムリーに特化してもらう必要がある。

###### ウ アクセスログを管理するための「仕組み」を備えた「ハローワークシステム」（ITシステム）の改築・運用計画（現システムの見直し）の提示について

個人情報漏洩者を的確かつタイムリーに特定できるシステムを構

築・運用することは、個人情報保護の観点から極めて重要であるため。

## (2) 意見書

諮問庁の理由説明書は「原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきである。」としているが、その内容は以下に示す法令・規程等（省略）を遵守していない。また、ハローワークシステムは情報セキュリティ面から「脆弱性が極めて高い」と言わざるを得ない。よって原処分は妥当とは考えられず、取り消しを求める。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）が、本件対象保有個人情報の開示請求に対し、処分庁が、平成27年4月27日付け厚生労働省発職0427第13号により行った原処分を不服として、同年6月23日付け（同月24日受付）をもって提起されたものである。

### 2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、法18条2項に基づき不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

### 3 理由

#### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

保有個人情報開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄には、「職業安定所職員が利用する求人検索システムの「備考欄」に特定Aまたは特定B等職業安定所の担当者が記入したメモ（内容：特定事業所が私の内定を取り消し）にアクセスした者のログの調査、およびアクセス者の氏名の開示」との記載があった。当該情報を含みうる保有個人情報は、職業安定所職員が利用するハローワークシステムの請求者に係る求職管理情報（一覧表示）及び特定事業所の求人のうち請求者が過去に応募した求人に係る求人管理情報（紹介状況詳細表示）についてのアクセスログであることから、処分庁は、請求者と協議の上、その旨及び対象期間（平成26年特定期間の間）を明示する補正を平成27年3月4日付けで行った上で、本件対象保有個人情報を「職業安定所職員が利用するハローワークシステムの求職番号（特定番号）の求職管理情報（一覧表示）及び特定事業所（求人番号 特定番号）の求人管理情報（紹介状況詳細表示）について平成26年特定期間の間アクセスログ」として特定した。

#### (2) 本件対象保有個人情報の存否について

本件対象保有個人情報は、ハローワークシステムにおける請求者に係る求職管理情報及び請求者の過去の応募先求人に係る求人管理情報のう

ち、平成26年特定期間の間の当該システムへのアクセスログ（使用履歴記録）である。アクセスログは、セキュリティの確保や業務頻数の取得等の目的で当該システムにおいて自動的に記録される各種ログ（履歴記録）に含まれるものであり、当該システムにおいて、保有個人情報の抽出に必要なログには、Webアクセスログ及び業務ログの2種類がある。

このうち、Webアクセスログは、Webサーバの動作を記録し、システム上の特定の画面や情報に対してアクセスした際の履歴を取得・保存するものであり、システム内で一定期間保存されるものであるが、当該期間が経過すると自動的に削除され、外部記録媒体等への保存も行われていない。本件開示請求において対象とされている平成26年特定期間までの間のWebアクセスログは、本件開示請求が行われた平成27年2月27日（同年3月2日受付）時点で既に保存期間を満了していたため、削除されており、保有していない。

また、各種業務の利用状況を記録する業務ログについても、本件対象保有個人情報の対象期間に係るものは、本件開示請求が行われた時点で、削除されており、保有していない。

なお、Webアクセスログなどハローワークシステムにおけるログの保存期間等については、ハローワークシステム運用委託業務の運用設計書において定められているところであるが、その内容については、セキュリティ確保の観点から公表していないところである。

さらに、いずれのログも、システムに保存されているそのままの状態では膨大な文字記録の羅列となっており、記録されている情報が何を意味するのか判別すること又は特定の情報がどこにあるのかを検索することは困難である。また、各ログから行政職員が特定の個人に係るアクセスログを検索するための機能は、システムに実装されていないため、そうした必要がある場合には、システム運用事業者に依頼し、必要な情報を抽出するなどの作業を行うこととなる。

こうしたことから、仮に本件対象保有個人情報に係るログがハローワークシステムにおける保存期間内であったとしても、これらは、法45条2項に規定する「分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるもの」に該当し、法第4章（第4節を除く。）の規定の適用について、「行政機関に保有されていないもの」とみなされるものと解される。

#### 4 請求者の主張に対する反論

##### (1) 請求者の主張について

請求者は、異議申立ての理由として、異議申立書の中で、アクセスロ

グの保存期間について、ハローワークシステム担当部署の職員からは、「13か月間はアクセスログが保存されているので、異議申立人の個人情報にアクセスした人物を特定することができる。ハローワークシステムの検索画面に記載されている申立人に関する情報を神奈川県から入手した上で、開示請求書を提出してほしい。平成27年2月27日に開示請求してから調査開始しても「13か月」の範囲内に収まるので調査できる。」との回答を得ていた、等と主張している。

(2) アクセスログの保存期間に係る教示の経緯について

上記(1)のうち、請求者が本件開示請求を行うに当たり、アクセスログは13か月保存されており、当該期間中であれば、請求者の個人情報にアクセスした人物を特定できる旨の教示をハローワークシステム担当部署の職員から受けたとしている点については、事実である。ハローワークシステムのログには様々な種類がある中で、当該職員が、本件対象保有個人情報を含むログの保存期間について、誤って13か月と教示するとともに、当該ログから本件対象保有個人情報の抽出が可能であるものと誤認し、その旨誤って教示の上、抽出作業に要する時間を確保するために開示決定等の期限の延長を行ったものであるが、抽出を試みた結果、著しく困難であることが判明したものである。本来であれば、当該ログからの本件対象保有個人情報の抽出は著しく困難であることを把握の上、開示請求書を受け付ける前に、本件対象保有個人情報を保有していない旨を説明すべきところ、誤って教示し、開示請求書を受け付けたものである。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考  
える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ①平成27年9月16日 | 諮問の受理         |
| ②同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年11月6日    | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④平成29年1月26日 | 審議            |
| ⑤同年2月23日    | 審議            |
| ⑥同年3月9日     | 審議            |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象保有個人情報は、ハローワークシステムにおける請求者に係る求職管理情報及び請求者の過去の応募先求人に係る求人管理情報のうち、平成26年特定期間の間の当該システムへのアクセスログ（使用履歴記録）

に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないため、法18条2項に基づき、不開示とする原処分を行った。

これに対して、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報等について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報等について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3)において、本件対象保有個人情報について、以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報は、「職業安定所職員が利用するハローワークシステムの求職番号(特定番号)の求職管理情報(一覧表示)及び特定法人(特定求人番号)の求人管理情報(紹介状況詳細表示)について平成26年特定月日から同年特定月日の間のアクセスログ」に記録された保有個人情報である。アクセスログは、セキュリティの確保や業務頻数の取得等の目的で当該システムにおいて自動的に記録される各種ログ(履歴記録)に含まれるものであり、当該システムにおいて、保有個人情報の抽出に必要なログには、Webアクセスログ及び業務ログの2種類がある。

イ このうち、Webアクセスログは、Webサーバの動作を記録し、システム上の特定の画面や情報に対してアクセスした際の履歴を取得・保存するものであり、システム内で一定期間保存されるものであるが、当該期間が経過すると自動的に削除され、外部記録媒体等への保存も行われていない。本件開示請求において対象とされている平成26年特定期間までの間のWebアクセスログは、本件開示請求が行われた平成27年特定月日時点で既に保存期間を満了していたため、削除されており、保有していない。

また、各種業務の利用状況を記録する業務ログについても、本件対象保有個人情報の対象期間に係るものは、本件開示請求が行われた時点で、削除されており、保有していない。

ウ さらに、いずれのログも、システムに保存されているそのままの状態では膨大な文字記録の羅列となっており、記録されている情報が何を意味するのか判別すること又は特定の情報がどこにあるのかを検索することは困難である。また、アクセスログから行政職員が特定の個人に係るアクセスログを検索するための機能は、システムに実装されていないため、そうした必要がある場合には、システム運用事業者に依頼し、必要な情報を抽出するなどの作業を行うこととなる。

こうしたことから、仮に本件対象保有個人情報に係るログがハローワークシステムにおける保存期間内であったとしても、これらは、

法45条2項に規定する「分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるもの」に該当し、法第4章（第4節を除く。）の規定の適用について、「行政機関に保有されていないもの」とみなされるものと解される。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明を踏まえ、以下検討する。

諮問庁は、上記(1)ウにおいて、仮に本件対象保有個人情報に係るログがハローワークシステムにおける保存期間内であったとしても、「いずれのログも、システムに保存されているそのままの状態では膨大な文字記録の羅列となっており、記録されている情報が何を意味するのか判別すること又は特定の情報がどこにあるのかを検索することは困難である。また、アクセスログから行政職員が特定の個人に係るアクセスログを検索するための機能は、システムに実装されていないため、そうした必要がある場合には、システム運用事業者に依頼し、必要な情報を抽出するなどの作業を行うこととなる。」と説明する。

法における保有個人情報とは、法2条3項により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）2条2項に規定する行政文書に記録されているものに限るとされている。そして、情報公開法2条2項は、「行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」と規定しているが、同法は、通常の設定や技術ではその情報内容を直接認識することができないような方式で作成される電磁的記録についてまで、その実質的な情報内容の開示のためにあらゆる措置を講ずべき義務を行政機関に課しているとは解し難い。このような観点からすれば、情報公開法2条2項の電磁的記録とは、それを保有する行政機関において、通常の設定、技術等により、その情報内容を一般人の知覚により認識できる形で提示することが可能なものに限られると解するのが相当である。

したがって、諮問庁が説明する内容である本件アクセスログは、情報公開法2条2項に規定する行政文書に該当しないことから、本件アクセスログに記録された情報は、法2条3項に規定する保有個人情報とは認められない。

(3) 以上によれば、本件開示請求に対しては、本件対象保有個人情報が記録された本件アクセスログの保有の有無にかかわらず、法2条3項の保有個人情報非該当を理由に不開示とすることが相当と認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、本件対象保有個人情報は法2条3項に規定する保有個人情報に該当しないものと認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子